

## 委託事業者選定審査項目（審査基準）

### 1. 優先交渉権獲得事業者の選考方法

書類審査を実施し、点数の高い順から優先交渉権獲得事業者、及び次点交渉権獲得事業者を決定する。

なお、最高得点者が2者以上あった場合は、評価区分における上位評価の合計数の高い順から選定する。それでも優先交渉権獲得事業者が決定しない場合は、委員長が決する。

### 2. 評価得点の区分及び配分

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

〈委員審査〉100点

評価項目	主な評価基準	配点
1 参加資格条件	業務経歴等	10
2 会社概要	資格・実績等	20
3 業務実施に係る基本方針	業務目的の十分な理解、適正な方針、考え方の明示	10
4 業務実施体制	専門知識・能力があるスタッフの配置、業務の確実な履行体制の設備	10
5 策定スケジュール	工程管理、具体的なスケジュールの明示、適切な工程管理による業務履行	10
6 業務実施計画	現状と課題の的確な分析、実効性の高い取り組みやプランの企画・立案	30
7 提案価格	提案金額の経済性	10
総合評価点		100

### 3. 採点方法

企画提案書の評価にあたっては、「評価指標」に基づき行う。